

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(6) ため池の総合対策

国への提案事項

1 農業用ため池の総合対策の推進

- 「防災・減災，国土強靱化3か年(H30～R2)緊急対策」に基づく，ため池の総合対策に係る財政措置を着実に進めるとともに，令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること。

2 適切な管理・保全のための財政措置

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に義務付けられた地方公共団体の役割を適切に果たすことができるよう，ため池の箇所数などの実態に即した地方財政措置を講じること。
- また，ため池の利用者による管理が適切に行われるよう「管理者の負担軽減策の検討」や「必要な財政措置」などを行うこと。

《土石流が直接流入し決壊したため池》



【提案先省庁：総務省，財務省，農林水産省】

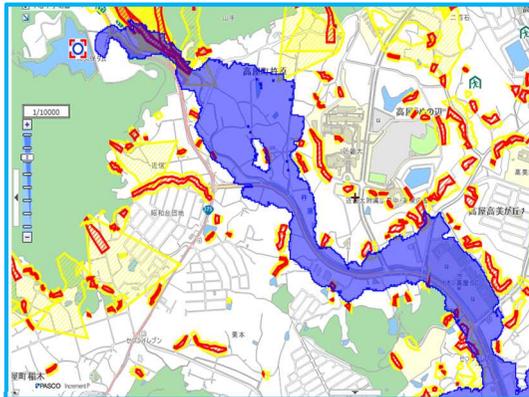
1 創造的復興による新たな広島県づくり

(6) ため池の総合対策

現状/広島県の取組

- 平成30年7月豪雨災害で、堤体の決壊や損壊等により下流への被害が発生したことを受け、「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定し、人への被害のおそれがあるため池は、全て、「防災重点ため池」に選定した上で、次の対策を進めている。
 - 住民の迅速な避難行動につなげるための対策
 - 利用するため池の管理強化と補強対策
 - 利用しなくなったため池の統合・廃止対策

広島県内の農業用ため池 18,938箇所
 うち防災重点ため池 7,798箇所(約4割)
 ※ 全国で2番目に箇所数が多い 令和2年3月末時点



《迅速な避難行動につなげる対策》

ため池の位置や決壊時の浸水想定区域の情報を住民に提供することにより、豪雨時などにおける住民の迅速な避難へ繋げる。



《利用するため池の補強工事》



《利用しなくなったため池の廃止工事》

課題

- 対策の対象となる箇所が極めて多く、実態把握に時間を要することに加え、対策工事への着手には関係者との調整などに期間を要することから、令和3年度以降も、地方負担の軽減への配慮が必要である。

【参考】 現行のため池対策に係る地方債

地方債の区分	充当率	交付税措置
公共事業等債	90%	20%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (令和2年度迄)	100%	(国補)50%(単独)70%

- また、ため池管理者や地方公共団体が農業用ため池の管理及び保全に関する法律で課された義務を適切に果たせるよう、必要となる農業行政経費の算定においてはため池の箇所数などを考慮するなど、継続的な財源確保を国の責務として措置していくことが必要である。
- 加えて、ため池の利用者による管理が適切に行われるよう管理者の負担軽減策を検討するとともに、行政による管理者支援などへの財政措置の充実も必要である。



1,000戸あたりのため池数は全国平均の約6倍